平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

2　前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧農協告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

3　第二条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧漁協告示」という。）第二条又は第十条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十九条の二第二項に規定する回転出資金を含む。）であって第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新漁協告示」という。）第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新漁協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行又は払込みされたものに限り、次条第二項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第五条第四項及び第十条第二項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新漁協告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧漁協告示第五条第一項第四号若しくは第十三条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧漁協告示第五条第一項第五号若しくは第十三条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新漁協告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新漁協告示第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧漁協告示第五条第一項第四号及び第五号又は第十三条第一項第四号及び第五号に掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧漁協告示第五条第一項第四号及び第五号又は第十三条第一項第四号及び第五号に掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4　前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧漁協告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第三条　旧農協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新農協告示第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新農協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもののうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2　旧漁協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新漁協告示第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新漁協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもののうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（土地再評価差額金に係る経過措置）

第四条　旧農協告示第五条第一項第一号又は第十三条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2　前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第十項、第十三条第十一項、第十九条第一項第一号及び第百五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五条第十項	評価・換算差額等に計上される項目	評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）
第十三条第十一項	評価・換算差額等に計上される項目	評価・換算差額等に計上される項目（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）
第十九条第一項第一号及び第百五十四条の五	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え